

9. 飯岡地区公民館

改正後							改正前						
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ミーティングルーム	1,080円	1,350円	1,080円	2,430円	2,430円	3,510円	ミーティングルーム	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円

備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合は使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。